

資料

西ドイツ非嫡出子法の改正について(一)

——政府草案の発表を機縁として——

- はじめに
- 一 現行非嫡出子法の概観
 - 二 民法典制定後の法発展と改正の諸提案
 - 三 報告者草案起草の基礎作業(以上本号)
 - 四 報告者草案(以下次号)
 - 五 政府草案
- 結語に代えて

はじめに

一九六七年九月に、ドイツ連邦共和国(以下では単に「西ドイツ」という)連邦政府は連邦司法大臣から提出された嫡出でない子の法的地位に関する法律草案を承認し、ここに、「嫡出でない子の法的地位に関する法典の政府法案」(以下では単に「政府草案」という)が成立した。本稿はこの政府草案を紹

介しようとするものである。

ところで、右の政府草案は、直接には、一九六六年五月に発表された「嫡出でない子の法的地位に関する法典の報告者草案」(以下では単に「報告者草案」という)に部分的な修正を加えたものであり、そのかぎりでは、「私生児に対しては、立法に依り、その肉体的、精神的発展並びに社会におけるその地位について、嫡出子と同じ条件を与えるものとする。」と定めている基本法第六条第五項の委任に応じたものであるといえる。しかし、ドイツでは、民法典(BGB)制定の当初から、非嫡出子法の部分について批判や改正の提案がしばしばなされていたのであり、その意味においては、七〇年来の課題解決へのためみない努力の一過程であるともいえる。政府草案が発表された今日、民法典制定以後の批判および改正の諸提案を整理してお

佐藤義彦

くことは、恐らくは近い将来であろうと予想される非嫡出子法改正の際における同法理解の一助になるのではないかと思われる。

そこで、本稿では、現行非嫡出子法を概観した後、非嫡出子法改正への努力を簡単にあとづけ、最後に政府草案を、主として報告者草案との差異に着目して、紹介することとした。⁽⁴⁾

(1) 提案されている改正条文は、Ludwig Jansen/Gottfried Knöpfel, Das neue Unehelichengesetz, Frankfurt am Main/Berlin 1967, S. 15 ff. に、報告者草案と対照した形で、掲載されており、本稿も右によっている。近着の NJ 1968 (Nr. 11), S. 340 によれば、本草案は、Bundestagsdrucksache (5. Wahlperiode) V/2370 (vom 7. Dezember 1967) に発表されていることであるが、参照することができなかった。なお、政府草案の条文については、拙稿「西ドイツ非嫡出子法政府草案(仮訳)」一九六七年九月発表、「同志社法学」一〇六号三一頁以下に、訳出しておいた。

(2) 報告者草案については、森達「非嫡出子の法的地位に関する専門家試案(一)」比較法六号六七頁以下、拙稿「西ドイツ非嫡出子法報告者草案について」同志社法学一〇二号七三頁以下に、その紹介がなされている。ドイツ民主共和国(以下では単に「東ドイツ」という)の非嫡出子法との比較については、拙稿「ドイツにおける婚外子の法的地位—東西両ドイツの親子法改正を機縁として—」法学論叢八一巻四号五九頁以下を参照していただければ幸甚である。

(3) 憲法関係の条文の訳文は大石義雄編・新訂増補世界各

西ドイツ非嫡出子法の改正について(一)

国の憲法典(昭和四〇年)による。以下同じ。

(4) 本稿中で条文を引用する際には、現行民法典を BGB、報告者草案を RefE、政府草案を RegE として表わすこととする。

一 現行非嫡出子法の概観

非嫡出子の私法上の地位については、主として、民法典中において規定されている (§§ 1589 Abs. 2, 1705~1740 BGB)。その主な点を列挙すれば次のようになる。

(イ) 非嫡出子は母および母方の血族との関係では嫡出子の地位にある (§ 1705 BGB) が、父および父方の血族との関係では相互に血族関係がない (§ 1589 Abs. 2 BGB)。

(ロ) 嫡出子は父の氏を称する (§ 1616 BGB) が、非嫡出子は母の婚姻前の氏 *Mädchenname* を称する。母が婚姻したときは、母の夫は、非嫡出子と母の事前の同意を得て、子に自己の氏を付与することができる (§ 1706 BGB) が、非嫡出子は、準正されまたは養子縁組しないかぎり (vgl. §§ 1719, 1736, 1758 Abs. 1 BGB)、父の氏を称することはなく。

(ハ) 嫡出子は父母の親権に服する (§ 1626 BGB) が、非嫡出子は、母の下で生活するのが通常であるにかかわらず、母の親権に服さないのを原則とする。母には非嫡出子に対する身上監護権は与えられるけれども、子の身上に関する事務について代理しまたは財産を管理する権限は与えられていない。それゆ

え、子は後見に付され、少年局 Jugendamt が、子の出生とともに法律上当然に、官庁後見人となる。後見人は身上に関する事務について代理しかつ財産を管理する権利義務を有するほか、母の補佐人 Beistand たる地位に立つ (§ 1707 Abs. 1 BGB, § 40 JWG)。もつとも、一九六一年の改正により、後見裁判所は成年の母に、その申立てに基づき、子に対する親権を与えることができるようになった (§ 1707 Abs. 2 BGB)。事情により非嫡出子はさらに少年局の保護監督 Pflegeaufsicht に服する (§ 31 JWG)。

父が親権者となることができるのは、父が母と婚姻したとき (§ 1719 BGB)、子と養子縁組をしたとき (§ 1758 Abs. 1 BGB) および嫡出宣言がなされたとき (§ 1736 BGB) だけである。

身上監護権を有しない嫡出子の父は子と人的に交渉する権能 Befugnis, mit dem Kinde persönlich zu verkehren を有する (§ 1634 BGB) が、非嫡出子の父はかかる権能を有しないものと解されている。⁽¹⁾

(1) 父は、母および母方の血族に先立ち、子を扶養する義務を負う (§ 1709 BGB)。ただし、父の扶養義務は、子が精神上肉体上に欠陥を有していないかぎり、子が一八歳に達したときに終了する。扶養料の額は母の社会的地位 Lebensstellung によってのみ定まり、父の給付能力や、支配的な見解によれば、⁽²⁾子の需要如何は重要ではないとされている。もつとも、子が一

六歳に達した後は、父の請求に基づき、子自身の収入が考慮されることになっている (§ 1708 BGB)。

右に反し、嫡出子の場合には、父母の責任は父母の収入状態および資産状態によって定まる。ただし、母は、原則として、子の扶養義務を家事の処理によって履行する (§§ 1606, 1360 BGB)。父母の扶養義務は一定年令によって終了するものではなく、また、扶養料額も子の社会的地位のほか (§ 1610 BGB)、父の給付能力 (§ 1603 BGB) や子の需要 (§ 1602 BGB) によって定まる。

(2) 非嫡出子は、嫡出子と異なり、父死亡の場合に父を、また、父は子死亡の場合に子を、それぞれ相続または遺留分を受ける権利を有しない。ただし、嫡出子の場合と異なり、父の扶養義務は父の死亡によっては消滅せず父の相続人に承継される。もつとも、父の相続人は、子が嫡出子であったならば遺留分として受けていたであろう額を子に与えることによって、父死亡以後の扶養を打ち切る権利を有している (§ 1712 BGB)。

(3) 父は、分娩費用および分娩後六週間の扶養料ならびに、場合により、その他の費用を母に支払わなければならない (§ 1715 BGB)。

(4) 婚姻中または婚姻の解消もしくは無効宣告の後三〇二日以内に出生した子は母の夫の子と推定される (§§ 1591, 1592 BGB)。右の父性の推定はすべての夫に妥当し、裁判による嫡出性の取消し (否認) の方法によってのみ破られることができる。

る (§ 1593 BGB)。嫡出性の取消しは、夫が妻とその懐胎期間中に性的交渉を持たなかったことが立証されたとき、または子が夫の子であることの明らかに不可能である事実の存するときに過ぎり、認められる (vgl. § 1591 BGB)。

これに対し、非嫡出子の場合には、子に対する扶養義務に関しては、母とその懐胎期間中に性的関係を持った者が子の父と推定されるが、この推定は反対の立証によりくつがえされることができる。さらにまた右の推定は、母がその懐胎期間中に他の男とも性的関係を持ったことを立証することによっても、破られることができる (exceptio plurimum)。もっとも、子は、他の男の父性は排除されることを立証することによって、右の抗弁に対抗することはできる (§ 1717 BGB)。

非嫡出子の場合には、父たることの承認 (§ 1718 BGB) によってもまたは扶養料支払判決によっても、父たることが確定されることはない。子は、血縁確認の訴え *Klage auf Feststellung der blutsmäßigen Abstammung* (§ 640 ZPO) の方法によつてのみ、対世的にも拘束力のある父性の確認を得ることが出来る。しかし、右の訴えは、第一七二七条の推定が働かず、子は被告の父たることを完全に立証しなければならぬので、現在はほとんど提起されていない。さらに、血縁確認の訴えについては地方裁判所の、扶養料請求の訴えについては区裁判所の管轄となっており (§§ 23, 71 Abs. 1 GVG) 二つの訴えの併合は許されていない (§ 640 Abs. 2 ZPO) ので、血

西ドイツ非嫡出子法の改正について

縁確認の手續において扶養料を請求することはできない。このように血縁確認訴訟と扶養料請求訴訟とが相互に関係なくなされる結果、一方の判決では父性が肯定され、他方の判決では否定されるということが生じ得る。扶養料を支払うべき旨の判決があつた後、父性確認判決において、扶養義務者が子の父でないことが確定したときは、扶養料の支払を命じた判決は父性確認判決の確定した時に失効する。一方、父性確認判決において被告が子の父であると確認された場合には、子はすでに同一の相手方に対する扶養料請求訴訟において負訴していたときであっても、父性確認手續の係属した時からの扶養料を請求することが出来る。右の場合に、他の男が扶養料支払の義務を負っていたときは、扶養料を支払うべき旨の判決は父性確認判決の確定とともに失効する (§ 644 ZPO)。

(イ) 非嫡出子は、父母が婚姻したときは、嫡出子となる (§ 1719 BGB)。

(ロ) 子の福祉に合致しかつそれに反する重大な事由が存しないときは、子は、父の申立てに基づき、後見裁判所によって嫡出の宣言を受ける (§§ 1723, 1734 BGB)。嫡出宣言には子ならびに、例外的な場合を除き、子の母および父の妻の事前の同意が必要である (§§ 1726 f. BGB)。嫡出宣言によつて子は嫡出子の法的地位を取得する (§ 1736 BGB)。父は子に対する親権を取得し、母は子の身上を監護する権利および義務を喪失する (§ 1738 BGB)。ただし、争いはあるが、子と人的に交渉す

る権能 (§ 1634 BGB) は保持すると解されている⁽³⁾。なお、嫡出宣言の効果は父の血族および父の妻には及ばない (§ 1737 BGB)。

- (1) たとえば、Hans Dölle, Familienrecht Band II, Karlsruhe 1965, S. 373; Günther Beitzke, Familienrecht, 13. Aufl., München/Berlin 1966, S. 209; OLG Saarbrücken, Beschluss vom 15. April 1964 — 5 W 25/64—FamRZ 1964, (Heft 12), 644.
- (2) たとえば、Dölle, a. a. O., S. 411.
- (3) たとえば、Beitzke, a. a. O., S. 192. ただし、Dölle, a. a. O., S. 558 は反対に解している。

二 民法典制定後の法発展と改正の諸提案

非嫡出子に関する右の規定の大部分は民法典制定の当初から今日に至るまでほとんど改正されずにきたものである。ところで、民法典制定当時の主たる意図は、非嫡出子に関する法を根本的に新たに作り直すことではなくて、同法典制定以前のドイツ各地方で異なつて適用されていた法を統一することにあつたため、立法者は従来の法律諸制度を最大公約数的に借用したにすぎず、概して言うならば、非嫡出子の法的地位は改悪されたというよりはむしろ改善されたという程度にすぎなかつた。このため、民法典中の非嫡出子法はその制定の当初から批判の対象とされており、今日までの間に非常に多くの改正提案がなされている⁽¹⁾。

(一) 一九一七年五月一五日にはすでに、帝国議会の人口政策委員会 Bevölkerungspolitische Ausschuss des Reichstages が非嫡出子法の改正を建議している⁽²⁾。「多数関係者の抗弁」の廃止、子の扶養程度を決定するにつき父の社会的地位をも標準に加えること、父の扶養義務期間の延長、扶養請求手続および養子縁組手続の簡易化、非嫡出子に父の氏を与え得るようにすること等の内容を有したものであった。

(二) その後ワイマール帝国憲法第二二一条は、「私生子に対しても、法律に依りその肉体的、精神のおよび社会的の發育につき嫡出子に対すると同一の条件を有せしめなければならぬ」と規定し、嫡出子に対すると同等の条件を非嫡出子に与えるよう立法者に委任した。

右の憲法委任に基づく立法措置は先ず公法の領域においてなされた。一九二〇年四月二〇日の帝国賃金法⁽³⁾は非嫡出子にも嫡出子と同額の賃金が支払われるべきことを定め、同年五月二二日の帝国恩給法⁽⁴⁾は戦争関係者の子に扶養料を与えるにつき嫡出子と非嫡出子とを区別していないほか、一九二三年六月二三日の帝国歛夫組合法⁽⁵⁾においても非嫡出子は差別待遇を受けていない。なかんずく非嫡出子の地位の改善に役立ったのは、一九二二年七月七日の帝国少年福祉法⁽⁶⁾である。本法は少年局をして非嫡出子の後見にあたらせる官庁後見の制度を導入したが、この制度は非嫡出子の地位を著しく改善したと評価されている。さらに、一九二〇年六月一日と一九二四年二月一四日の帝国戸

籍法改正法は婚姻登録簿、死亡登録簿、および、場合によっては、出生証明書に当事者の父母の氏名を記載しないこととし、一見して当事者が非嫡出子であることがわかることを防ぐこととした。

(三) 一九二五年五月二二日には非嫡出子と養子縁組に関する法典の政府草案が作成されて帝国参議院に提出され、一九二九年一月一日にはその修正案が帝国議会に提出された。⁽⁷⁾これらの草案は、「多数関係者の抗弁」を廃止するとともに、多数関係者はいずれも親族法上の父にならないが扶養義務を負うと定めて非嫡出子の哺育を確保することとしている。なお、認めまたは裁判による父性の確認によって父が確定され得た場合には、父子間に一定の親族関係を発生させることとし、扶養範囲の拡大、父の氏の取得、親権の父への移転もできることとしていた。しかしながら、この法律案は結局法律となることなく今日に至っている。

(四) 第二次世界大戦以前の他の労作として言及されなければならぬものとしては、ドイツ慈善協会 der Deutsche Caritasverband の草案および一九三八年のドイツ法アカデミー der Akademie für Deutsches Recht の草案がある。⁽⁸⁾

(五) 周知のとおり、大戦後ドイツは東西に二分され今日に至っているのであるが、東ドイツでは、憲法第三三条「婚姻外の出生によって、子及び両親が不利益を受けることがあってはならない。(第二項) これに反する法律及び規則は、これを廃止

西ドイツ非嫡出子法の改正について(一)

する。(第二項)」の規定に従い、一九五〇年九月二七日に「母と子の保護および婦人の権利に関する法律」⁽¹⁰⁾が制定され、同法第一七条は、「非嫡出の出生は何らの汚辱ではない。非嫡出子の母は完全な親権をもち、これは子のための後見人の任命によって縮小されてはならない。父に対する請求の規律については、下級行政官庁はまさに母の援助者として活動する。(第一項) 母が嫡出でない子のために請求しうる扶養は、父母双方の経済事情が標準とされる。(第二項)」と定めるに至った。その後裁判所、特に最高裁判所、は非嫡出子に関する判例中において新しい解釈を統いて発表し、それらが先例として機能し、実質的には、法となっていたが、一九六五年一月二〇日にドイツ共和国国家族法典⁽¹²⁾が制定され、同法典中に統一されて今日に至っている。

(六) 西ドイツ基本法第六条第五項は、ワイマール帝国憲法第一二二条をそのまま採り入れ、「私生児に対しては、立法に依り、その肉体的、精神的発展並びに社会におけるその地位について、嫡出子と同じ条件を与えるものとする。」と規定したことは既に述べたとおりである。基本法の右の委任に基づきなされた改正の中では一九六一年八月一日の家族法改正法⁽¹³⁾が重要である。同法により改正された諸点は次のとおりである。

(イ) 非嫡出子に対する親権を、その母の申立てに基づき、成年の母に移転することができることとした (§ 1707 Abs. 2 BGR)。

(四) 父の扶養義務を延長し、子が一八歳(以前は一六歳)に達したときに終了するものとした (§ 1708 BGB)。

(五) 嫡出性の取消し(嫡出否認)の領域における種々の問題について、特に取消権者について、規定した (§§ 1593 ff. BGB)。

(六) 父母の事後の婚姻締結によって嫡出となった子に対しては、嫡出性の取消しの手続によってのみ、その嫡出であることを争うことができることとした (§ 1721 BGB)。

(七) 嫡出宣言に関する二、三の規定を改めた (§§ 1723 ff. BGB)。

(八) 父性確認判決と扶養料判決との間の関係につき規定した (§ 644 ZPO)。

さらに、一九五七年八月八日の戸籍法および同施行法改正法は一連の改正を行ない非嫡出子の法的地位を改善した。戸籍法の新しい規定は非嫡出の出生という事実が外部から明らかにすることを、以前より以上に、困難にしている。

(七) ここ数年来、非嫡出子法改正の運動が非常に興隆している。改正諸提案のうち特に指摘されるべきものとしては次のものがある。

- (イ) 一九六一年の労働者福祉法草案
- (ロ) 一九六二年第四回ドイツ法曹家会議の決議⁽¹⁴⁾
- (ハ) 第四回ドイツ法曹家会議のための資料⁽¹⁵⁾
- (ニ) 一九六三年に発表されたドイツインスティテュートの後

見に関する法律草案⁽¹⁶⁾(ハイデルベルグ草案)

(イ) 少年の監護と養育に関する作業共同専門委員会の一九六四年運動方針書⁽¹⁷⁾(ミュンヘン草案)

(ロ) ドイツ福音教会家族法委員会の意見書⁽¹⁸⁾

(ハ) 非嫡出子法改正に対するカソリック作業集団の提案⁽¹⁹⁾

(一) 以下の記述は、Referentenentwurf eines Gesetzes über die rechtliche Stellung der unehelichen Kinder (Unehelichengesetz), herausgegeben vom Bundesjustizministerium, Bielefeld 1966, S. 31; Jansen/Knöpfel, a. a. O., S. 66 ff.; Konrad Zweigert, Zur Reform des Unehelichenrechts, Jus 1967 (Heft 6), S. 241; Horst Göppinger, Die Reform des Rechts der unehelichen Kinder, JR 1967 (Heft 4), S. 125 ff.; 穂積重遠「独逸私生子法改正案について」山田教授還暦祝賀論文集(昭和五年五月)一七三頁以下にその多くを負っている。

(二) Beschl. des Reichstagsausschusses für Bevölkerungspolitik vom 15. 5. 1917.

(三) Reichsbesoldungsgesetz vom 20. 4. 1920.

(四) Reichsversorgungsgesetz vom 12. 5. 1920.

(五) Reichsknappschaftsgesetz vom 23. 6. 1923.

(六) Reichsgesetz für Jugendwohlfahrt vom 7. 7. 1922.

(七) Nr. 108 der Reichsratsdrucksachen 1925. 20 草案は Richard Weyl, Das deutsche Jugendrecht, Leipzig 1927, S. 301 ff. に掲載されている。

(八) Nr. 733 der Reichstagsdrucksachen 1928/29. 20 法律案については、穂積重遠前掲一六七頁以下、福島四郎「独逸私生子法の改正について」特に Vaterschaft の問

題—」法学論叢二九卷六号一〇〇九頁以下にその紹介がなされている。

- (9) Verh. des 44. DJT, Bd. I Teil I Heft A, Tübingen 1962, S. 120 ff. に本草案が抄録されている。
- (10) Gesetz über den Mutter- und Kinderschutz und die Rechte der Frau vom 27. September 1950. 本法については、川井健「東西ドイツにおける男女同権論の対立について」法学協会雑誌七四卷一号五八頁以下にその翻訳がなされている。
- (11) 条文の訳文は川井健前掲による。
- (12) Familiengesetzbuch der Deutschen Demokratischen Republik vom 20. Dezember 1965. 本法については、黒木三郎「ドイツ民主共和国家族法典 一九六五年一月二〇日施行（法律公報一九六六年第一号第一頁公告）」愛知大学法経論集〔法律篇〕五五号七一頁以下、同「ドイツ民主共和国家族法典および同施行法（資料）一九六五年一月二〇日制定一九六六年四月一日施行」家庭裁判月報二〇卷二号一二三頁に条文の翻訳が、伊藤進・前野育三「ドイツ民主共和国（東独）の家族法」法律論叢四〇卷四・五合併号七五頁以下にその紹介と条文の翻訳とがなされている。
- (13) Gesetz zur Vereinheitlichung und Änderung familienrechtlicher Vorschriften vom 11. August 1961. 本法については、宮井忠夫「西ドイツ親族法の改正」同志社法学七六号八二頁以下、七七号八三頁以下にその紹介と条文の翻訳とがなされている。
- (14) in: Verh. des 44. DJT, Bd. II, C 1. Abt., Tübingen 1964.
- (15) in: Verh. des 44. DJT, Bd. I, 1. Teil, Heft A, B,

西ドイツ非嫡出子法の改正について

Tübingen 1962 und Bd. II, C 1. Abt., Tübingen 1964.

- (9) Gesetzentwurf des Deutschen Instituts für Vormundschaftswesen 1963.
- (10) Thesen einer Fachkommission der Arbeitsgemeinschaft für Jugendpflege und Jugendfürsorge 1964.
- (11) Stellungnahme der Familienrechtskommission der Evangelischen Kirche in Deutschland. 本意見書は JZ 1966 (Nr. 22), 735 f. に掲載されている。
- (12) Vorschläge des Katholischen Arbeitskreises für die Reform des Unehelichenrechts. 本提案は FamRZ 1967 (Heft 1), S. 1 ff. に Maria Grasnick の説明とともに、掲載されている。

三 報告者草案起草の基礎作業

非嫡出子法を根本的に新しく規定し直すには、連邦司法省において数年にわたる広範な基礎作業が必要であった。基礎作業は連邦司法省参事官フランツ・マスフェラー Franz Massfeller の指導の下になされた。

(一) 立法作業は非嫡出子の現に置かれている状態に関する正確な知識を前提とするという観点から、非嫡出子の現実の状態につきできるだけきり正確な観念を把握し、教育学や心理学の最新の知識を利用することに特別の注意が払われた。フランクフルト大学社会学研究所の広範な調査やその他の労作が参照されたとのことである。

(二) 父性確認の問題につき規定を作成する際には、自然科学

の最新の知識を基礎としなければならないという要請に応じ、医学の専門家の意見が徴された。

(三) 学界およびその他の団体から出された多くの提案にも顧慮が払われていることは言うまでもない。特に、(二七)に掲げた諸提案が草案を起草する際に重要な役割を演じたとのことである。

(四) 報告者草案および政府草案中には、ドイツ法にはその原型がないけれども諸外国ではすでに採り入れられている一連の規定が存在している。これは、草案起草の際比較法の調査に特別な意義が与えられていたためであり、外国のいかなる法制度が導入されるべきであるか、それはどのように規定されるべきか、また、外国ではそれらの制度についてどのような経験がなされているかについて詳細な研究がなされた。特に詳細な研究がなされたのは、スイス、デンマーク、スエーデン、ノルエー、ハンガリーの法制度であったが、東ドイツの法も参照されている。

なかならず次の諸点において草案は外国法研究に負っている。

- (イ) 認知(特に、スイス、スカンジナビア諸国、ハンガリー、オーストリー草案)
- (ロ) 裁判による父性の確認(特に、スイス、スカンジナビア諸国、オーストリー草案)
- (ハ) 父の氏の取得可能性(デンマーク、ノルエー)

(ニ) 父子間の人的交渉(スカンジナビア諸国、オーストリーおよびその他多くの諸国)

(ホ) 婚約子 Brautkind の申立てに基づく嫡出宣言(スイス)

(ヘ) 終了につき年令による制限のない扶養義務(特に、ノルエー、スエーデン、オーストリー、ハンガリー)

(ト) 父の社会的地位をも考慮した扶養料額(スイス、オーストリー、スカンジナビア諸国、ハンガリーおよびその他ほとんどすべての諸外国)

(チ) 定額扶養料(デンマーク、ノルエー)

(リ) 父方の祖父母の扶養義務(ハンガリー、オーストリー草案)

(ヌ) 相互的扶養義務(スエーデン、ハンガリー、オーストリー草案)

(ル) 父に対する母の扶養請求権(デンマーク、スエーデン、ポーランド、チェコスロバキア)

(ロ) 子の相続権(特にデンマーク、ノルエー、スイス)

(六) 最後に、民法典施行以前のドイツ各地方で効力を有していた法規範にも顧慮がなされ、次の諸点が採り入れられている。

- (イ) 終了につき年令による制限のない扶養義務
- (ロ) 子の需要と父の給付能力とを考慮した扶養料額
- (ハ) 定額扶養料
- (ニ) 父方の祖父母の扶養義務

(甲) 相互的扶養義務

(乙) 子の相続権

(丙) 嫡出宣言の効果の父の血族への拡大

(1) 成果は、Sepp Groth, Kinder ohne Familie, 1961
に収録されている。J.G.のJ.J.である。

(2) Jansen/Knöpfel, a. a. O., S. 71 f. に列挙されている。